

**公益財団法人大原記念労働科学研究所**  
**研究上の不正防止規程**

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大原記念労働科学研究所（以下「この法人」という。）において行われる研究活動について、研究者（特別研究員、客員研究員、協力研究員等を含む研究活動に従事する全ての者）の行動規範を明確化するとともに、不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な基本的事項を定めるものとする。

(研究者の行動規範)

第2条 研究に携わる全ての者は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動における不正行為を行わない、関与しないことは勿論、崇高な倫理観をもって研究活動の透明性と説明責任を確保する。

- 2 指導的立場に立つ研究者は、若手研究者及び学生等に対し、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を的確に指導し、研究活動に対する社会的信頼を堅持しなければならない。
- 3 研究者は研究終了から5年以上、研究データを保存し、必要な場合に開示できるようにする。

(不正行為の定義)

第3条 この規程において「不正行為」とは、原則として次の行為をいう。

- (1) 捏造：データ又は実験結果等を偽造する行為。
- (2) 改ざん：研究資料、装置又は方法を意図的に操作し、又はデータ若しくは研究成果を変え研究内容を正しく表現しない行為。
- (3) 盗用：他人の研究内容、手法又は結果等を適切な手続きを経ず流用する行為。
- (4) 不適切なオーサーシップ：論文等の著作者が適正に公表されない行為。
- (5) 二重投稿：既に投稿された論文と本質的に同一の内容の原稿を論文として投稿する行為。
- (6) 人権等の侵害：研究活動に関わる者の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為。
- (7) 研究経費の不適切な請求及び執行。

(最高管理責任者)

第4条 この法人の研究活動における研究費の執行・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は所長とし、研究活動における不正行為が行われ、又はその恐れがある場合、厳正に対応しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 この法人の研究活動における研究費執行の不正行為防止等に関して、最高管理責

任者を補佐し、研究費の運営・管理について機関全体を統括するために統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は副所長とし、この法人の研究活動における研究費執行の不正行為防止等に関し統括し、第8条に定める研究費の不正執行に関する通報等を受けた時は、予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

(執行管理責任者)

第6条 この法人の研究活動における研究費の執行管理に関して、実質的な責任と権限を持つ者として執行管理責任者を置く。

- 2 執行管理責任者は研究部長及び総務部長とし、コンプライアンス推進および研究倫理教育実施に関する責務を負う。
- 3 執行管理責任者は研究費の執行管理を通じて、不正行為の防止に努めなければならない。
- 4 執行管理責任者は研究者に対し、不正防止を目的とした研修または倫理教育(以下、「研修等」という。)を受講させるよう努める。

(研究者の責任)

第7条 研究者は、本規程及び本規程に基づく執行管理責任者の指導等に従い、この規程に基づいて実施される調査等に協力する。

- 2 前条第4項に規定する研修等について、自ら受講し、研究費の適正執行に努める。

(不正行為告発窓口)

第8条 研究活動の不正行為に係る申立て、情報提供等に対応するため、この法人の総務部に不正行為告発窓口(以下「窓口」という。)を設置する。

- 2 窓口は、申立者及び情報提供者等の人権、個人情報等を保護しなければならない。
- 3 窓口の責任者は、総務部長とする。
- 4 窓口担当者は、不正行為に関わる通報等を受けたときは、最高管理責任者及び統括管理責任者に速やかに報告する。
- 5 前項に定める不正行為に関わる通報等については、報道や外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。
- 6 執行管理責任者は、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。

(調査委員会)

第9条 執行管理責任者は、内部監査または通報等により、不正が疑われる情報を知り得た場合、速やかに調査委員会を設置して事実関係を調査する。

- 2 調査委員会は次の者で構成する。
  - (1) 統括管理責任者(副所長:調査委員長とする)
  - (2) 執行管理責任者
  - (3) 被通報者所属長

- (4) 通報相談窓口担当者（総務部長）
  - (5) 外部有識者 若干名
  - (6) その他執行管理責任者が必要と認める者 若干名
- 3 第 2 項第 5 号に定める委員は、公正性と透明性の確保のため、この法人に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含むこととし、この法人及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

（調査の実施）

第 10 条 執行管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関、関係省庁に報告、協議する。

2 調査委員会は、次の各号の手順に従い調査を実施する。

- (1) 被通報者及びその関係者からの事情聴取
- (2) 支出に関わる決裁文書、証憑類の収集、分析
- (3) 支出の相手業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析
- (4) 資金配分機関やこの法人が定める使用ルールとの整合性の調査
- (5) その他必要な調査

（調査への協力等）

第 11 条 被通報者は、調査委員会の調査に協力しなくてはならない。

2 被通報者は、調査委員会に虚偽の報告をしてはならない。

（調査中の措置）

第 12 条 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、研究費等の執行停止その他必要な措置を講じることができる。

（認定）

第 13 条 調査委員会は、調査開始後概ね 180 日以内を目途に不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、調査結果を速やかに最高管理責任者に報告する。

2 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者に報告するとともに、執行管理責任者により配分機関、関係省庁に報告する。

（不服申し立て）

第 14 条 前条の認定に基づき、特定不正行為と認定された申立対象者及び申立てが悪意に基づくものと認定された申立者は、書面又は口頭による不服申し立てをすることができる。なお、申し立てできる期間は判定結果の通知を受けた日から 20 日以内とする。

2 不服申し立ての審査は、当該調査を行った委員会が行う。その際、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、委員を交代若しくは追加し、又は当該委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

3 不正行為の認定に係る不服申し立てについては、その趣旨、理由等を勘案し、再調査の

有無を速やかに決定するものとする。なお、不服申し立てに理由がないことが明らかな場合は、直ちにその旨を所長及び法人倫理委員会並びに関係部署に報告し、申立対象者に通知するものとする。

- 4 不正行為の認定に係る不服申し立てについて、再調査を決定した場合は、申立対象者に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査に協力することを求めることができる。なお、申立対象者が協力を行わないときは、再調査を行わず申立対象者への通知をもって、審査を打ち切ることができる。
- 5 申立対象者から不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、申立者に通知するものとし、当該不服申し立てが特定不正行為に係るものである場合は、必要に応じてその事案に係る研究・配分機関、関係省庁に併せて報告するものとする。また、不服申し立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 6 不正行為の認定に係る不服申し立てについて再調査を開始した場合は、調査開始日から50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を申立対象者、申立対象者が所属する機関等及び申立者に通知するものとする。また、当該再調査が特定不正行為に関するものであるときは、その事案に係る研究・配分機関、関係省庁に併せて報告するものとする。
- 7 悪意に基づく申立てと認定された申立者からの不服申し立てがあった場合は、申立者が所属する機関及び申立対象者に通知するとともに、必要に応じてその事案に係る研究・配分機関、関係省庁に報告する。
- 8 悪意に基づく申立てと認定された申立者からの不服申し立てについては、30日以内に再調査を行い、その結果を申立者、申立者が所属する機関等及び申立対象者に通知するとともに、その事案に係る研究・配分機関、関係省庁に報告するものとする。

(判定の通知及び公表)

#### 第15条

第13条の認定に基づき、この法人は、その事案に係る研究・配分機関、関係省庁に認定結果を通知するとともに、その対応について必要な協議を行うものとする。

- 2 特定不正行為が確認された場合に係る当該調査結果の概要は、個人情報又は知的財産の保護、その他合理的な理由がある場合を除き、原則として公表するものとする。

(処分)

第16条 最高管理責任者は、前条の調査結果の通知を受け、不正行為が行われたと判断した場合、被通報者を処分の対象とする。

- 2 最高管理責任者は、被通報者に不正行為の事実があると確認した場合は、被通報者に対して不正行為と認知された研究活動の中止を命じる。
- 3 最高管理責任者は、調査の結果から、支払相手先業者が当該不正行為に加担したことが判明した場合、不正行為の再発防止を目的として、当該支払相手業者に対して、概ね1年間の取引停止等の措置を取る。

(配分機関等への報告)

第 17 条 最高管理責任者は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関、関係省庁に提出する。

2 前項の期限内に調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関、関係省庁に提出する。

3 最高管理責任者は、配分機関からの要請に応じ、適宜、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出するとともに、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に関わる資料の提出又は閲覧、現地調査に協力する。

(他機関への調査協力)

第 18 条 被通報者が複数の機関に所属する場合又はこの法人を離籍し別の研究機関に異動している場合に、被通報者の現所属機関から不正行為に関わる調査協力要請があった場合は、執行管理責任者は、要請に協力する。

(内部監査)

第 19 条 この法人は、研究費執行における適正執行確認のため、内部監査を実施する。

2 内部監査人は、総務部長とする。

3 内部監査人は、内部監査を通じて、関係者の意識の向上を図り、研究費執行における不正行為の防止に努める。

4 内部監査人は、内部監査において不正を発見した場合、速やかに統括管理責任者に報告する。

(監査方法)

第 20 条 内部監査は、研究費を受給している研究計画のうち、約 1 割を無作為に抽出して実施する。

(その他)

第 21 条 この規程の実施に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、統括管理責任者が定めることができる。

(事務)

第 22 条 この規程に関する事務は、総務部において行う。

(改廃)

第 23 条 この規程の改廃は、この法人の運営会議で決定する。

附則 この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

平成 29 年 3 月 1 日改定